

## 7. 定量的な目標値等の設定

本計画に位置づけた施策・誘導方針により目指す目標及び目標達成により期待される効果を示します。

### 7-1. 評価指標及び目標値の設定

本計画に位置づけた施策・誘導方針に沿ったまちづくりの達成状況を検証するための評価指標及び目標値を設定します。

指標 1	都市機能誘導区域内における誘導施設の充足率
------	-----------------------

- 町の活力と利便性を支える中心拠点を形成するためには、集落地域に暮らす町民も含めて、多くの町民が利用する高次の都市機能が、公共交通で町内各地と結ばれた中心拠点にまとまって集積することが必要です。
- 日常生活に身近な機能が集まる地域拠点を形成するためには、周辺住民の日常生活を支える機能が地域拠点にまとまって集積することが必要です。
- そこで、中心拠点・地域拠点における都市機能の集積状況を検証するための指標として、「都市機能誘導区域内における誘導施設の充足率」を指標として設定します。
- 具体的には、「誘導施設に位置づけられた施設数のうち、都市機能誘導区域内に立地する施設数の占める割合」で評価します。
- 将来の目標値は、誘導施設が全て立地していることを目指し、充足率 100%に設定します。

表 都市機能誘導区域内における誘導施設の充足率

都市機能誘導区域	現状	将来
	2018（平成 30）年度末	2035（令和 17）年度末
中心拠点	93% (14 施設 / 15 施設)	100% (15 施設 / 15 施設)
みどりが丘拠点	100% (5 施設 / 5 施設)	100% (5 施設 / 5 施設)
東小川拠点	57% (4 施設 / 7 施設)	100% (7 施設 / 7 施設)

表 誘導施設の充足率

<凡例>

誘導施設	● (あり)	・都市機能誘導区域内に現存 (=充足にカウント)
	○ (なし)	・都市機能誘導区域内にない

類型	誘導施設	都市機能誘導区域		
		中心拠点	みどりが丘拠点	東小川拠点
行政機能	町役場	● (あり)		
文化機能	図書館	● (あり)		
	文化・地域交流センター	● (あり)		
医療機能	診療所 (内科又は外科 <sup>※1</sup> )	● (あり)	● (あり)	● (あり)
	診療所 (小児科)	● (あり)		
	診療所 (分娩可能な産婦人科)	● (あり)		
	診療所 (歯科)	● (あり)	● (あり)	● (あり)
商業機能	生鮮食品及び日用品を扱う大きなスーパーマーケット (店舗面積 1000 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※2</sup> )	● (あり)	● (あり)	
	食料品スーパーマーケット <sup>※3</sup> 等 (店舗面積 250 m <sup>2</sup> 以上)			○ (なし)
金融機能	窓口を有する銀行・信用金庫等 <sup>※4</sup>	● (あり)		
	郵便局・簡易郵便局	● (あり)	● (あり)	● (あり)
子育て支援機能	地域子育て支援拠点事業を担う施設	● (あり)		○ (なし)
	保育園・認定こども園	● (あり)		○ (なし)
教育機能	高等学校	● (あり)		
高齢者福祉機能	地域包括支援センター	○ (なし)		
町内外交流機能	観光案内所	● (あり)		
地域内交流機能	自治会館		● (あり)	● (あり)

※1：整形外科を含む

※2：大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定される店舗面積

※3：取扱商品等のうち食が70%以上の事業所（商業統計調査 業務分類表より引用）

※4：農業従事者を中心に顧客とするJAバンクは集落地域も含めて広く配置されることが望ましいことから対象外とする

<充足率>

施設の総数 < ●+○ >	15 施設	5 施設	7 施設
うち、誘導区域内に現存する施設 < ● >	14 施設	5 施設	4 施設
誘導施設の充足率 < ● / (●+○) >	93%	100%	57%

指標2

居住誘導区域内の人口密度

- 中心拠点・地域拠点にある様々な施設や公共交通の事業環境を将来にわたって維持・確保するためには、都市機能誘導区域の周辺や公共交通沿線に多くの町民が暮らし、これらの施設や公共交通を日常的に利用することが必要です。
- そこで、中心拠点・地域拠点の周辺における人口集積を検証するための指標として、「居住誘導区域内の人口密度」を指標として設定します。
- 具体的には、平成27年国勢調査などをもとに居住誘導区域内の人口、居住誘導区域面積から算出する人口密度で評価します。
- 将来の目標値は、居住誘導区域全体で既成市街地の人口密度の基準である40人/ha（出典：都市計画運用指針（国土交通省））を上回ることを基本とします。
- あわせて、居住誘導区域が設定されたエリア別の人口密度の将来目標値を、エリア別の状況に応じて以下のとおり設定します。
- 中心拠点周辺エリアについては、現状で40人/haを下回っていること、今のまま推移した場合の将来人口密度が減少の見通しであること、現状の街並みを生かしながら緩やかに人口集積を図ることが求められること等を踏まえ、中心拠点周辺エリアにおける将来の目標値は現状以上と設定します。

表 居住誘導区域内の人口密度

		現状 2015（平成27）年度 末	今のまま推移した場合 の将来見通し	将来目標値 2035（令和 17） 年度末
居住誘導区域全体		44人/ha	33人/ha	⇒ 40人/ha以上
エリア別	中心拠点周辺	37人/ha	27人/ha	⇒ 現状（37人/ha）以上
	みどりが丘拠点周辺	60人/ha	47人/ha	⇒ 将来見通し（47人/ha）以上
	東小川拠点周辺	49人/ha	36人/ha	⇒ 40人/ha以上

指標3

年間バス利用者数

- 町内各地と中心拠点の交流を支える移動手段として、また交通利便性の高い居住誘導区域を形成するためには、町内にある路線バスを将来にわたって維持していくことが必要であり、そのためには公共交通利用者数の維持・増加を図ることが必要です。
- そこで、公共交通の利用状況を検証するための指標として、「年間バス利用者数」を指標として設定します。
- 具体的には、交通事業者から提供される路線別の年間利用者数の合計で評価します。(熊谷駅～小川町駅線は、交通事業者から提供される数値がないため、集計対象外とします。)
- 将来の目標値は、人口減少下にあっても交通事業者の自立的な運行が続けられるよう、年間バス利用者数は現状維持を目標に設定します。

表 年間バス利用者数

現状 2018 (平成 30) 年度	将来 2035 (令和 17) 年度
472,822 人／年	現状維持

## 7-2. 目標達成により期待される効果

本計画の目標達成により期待される効果を示します。

### 効果1 居住誘導区域内の地価の維持・上昇

○都市機能誘導区域の利便性向上、居住誘導区域の定住促進により、住宅地や商業地の地価や居住誘導区域内の人口集積が維持され、その結果として地価の維持又は上昇が期待できると考えられます。

表 居住誘導区域内の地価の維持

現状 2018（平成30）年度	将来 2035（令和17）年度
38,060 円/㎡	維持・上昇

【資料】国土交通省地価公示

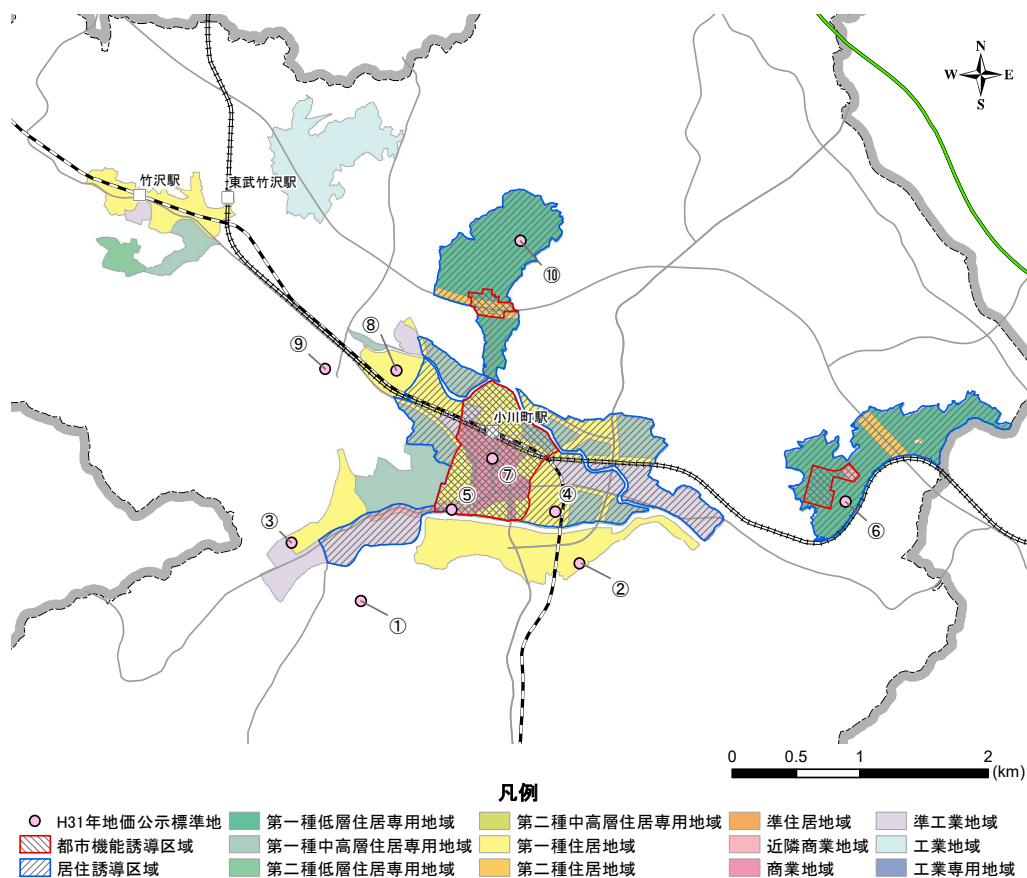
<参考>平成 31 年地価公示（平成 31 年 1 月 1 日時点）にみる平均地価の設定

表 町全体、居住誘導区域の公示地価（平均）

単位：円／㎡

区域区分	ID	利用現況	用途地域	公示価格 H31.1.1
都市機能誘導区域	⑤	住宅、店舗	近隣商業地域	34,700
	⑦	住宅、店舗	商業地域	61,700
居住誘導区域	④	住宅	第一種住居地域	33,800
	⑥	住宅	第一種低層住居専用地域	27,600
	⑩	住宅	第一種低層住居専用地域	32,500
市街化区域	②	住宅	第一種住居地域	26,700
	③	住宅	第一種住居地域	25,100
	⑧	住宅	第一種住居地域	33,000
市街化調整区域	①	住宅	—	16,000
	⑨	住宅	—	17,200

公示地価の平均	
町全体	30,830
うち、居住誘導区域	38,060



効果2

民間事業者を主体とした路線バスの維持・確保（民間路線バスに対する補助額の増加抑

- 民間の路線バスは、厳しい経営環境下の中で交通事業者の不断の経営努力によりサービス水準の維持や利用者確保に取り組んでいるものの、年間利用者数が減少傾向にあり、2019（令和元）年度には約5百万／年の公的負担の発生を見込んでいます。
- 居住誘導区域は、バス停まで概ね半径300m以内に含まれるエリアが多いため、区域内の人口密度を維持するとともに、利便性の高い中心拠点の形成、公共交通利用促進に向けた方策などを一体的に展開することで、路線バスの利用者数が維持・確保され、その結果として、厳しい経営環境下でも、民間の交通事業者による自立的な路線バスの運行が将来にわたって維持・確保されることが期待されます。
- それに伴い、路線バスの利用効率の維持・向上により、町が行っている民間路線バスに対する補助額の増加抑制が期待できると考えられます。

表 民間事業者を主体とした路線バスの維持・確保  
（民間路線バスに対する補助額の増加抑制）

現状 2019（令和元）年度 ※見込み	将来 2035（令和17）年度
4,824,000 円／年	増加抑制

効果3

町民の「住みよさ」に対する評価の向上

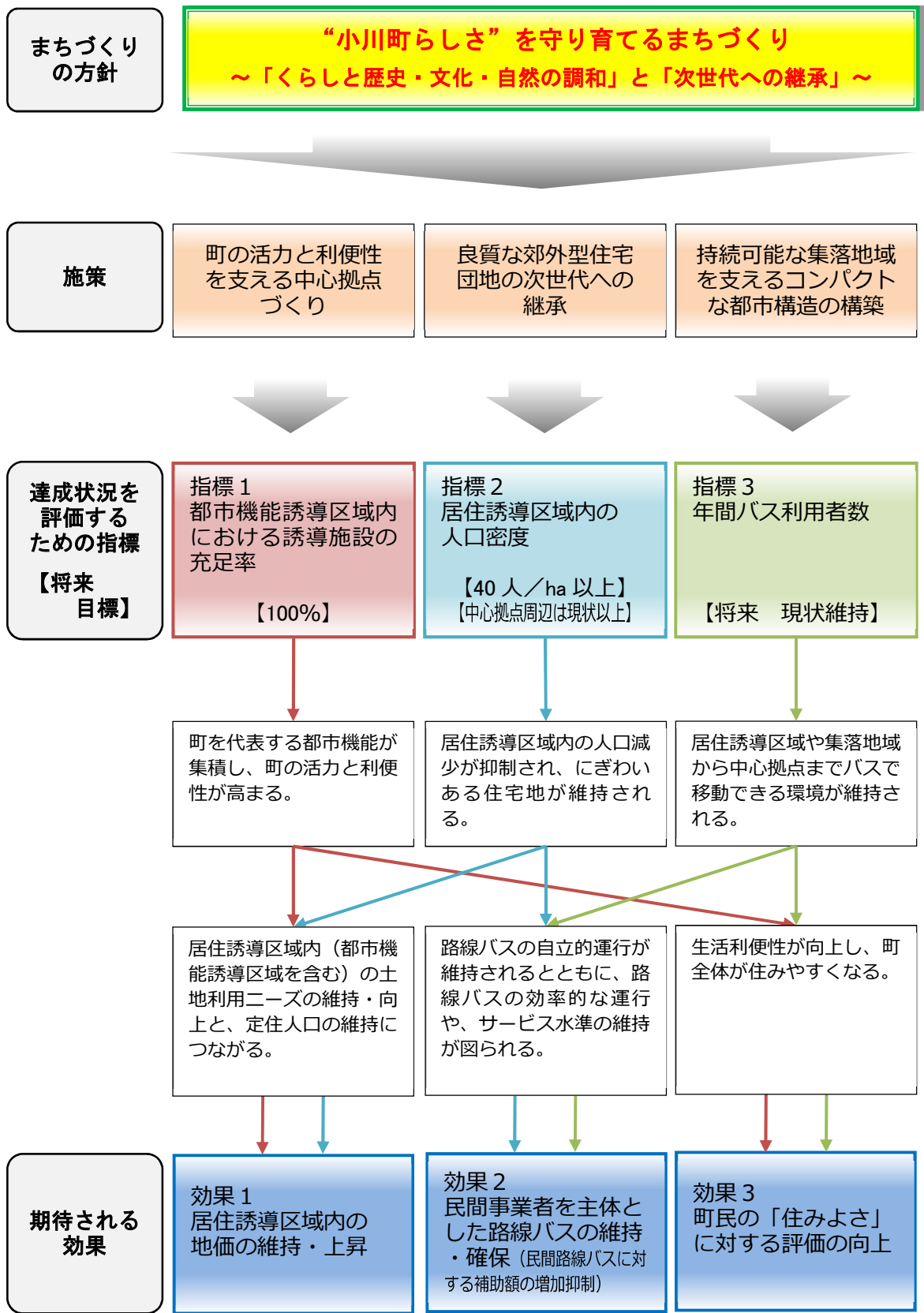
- 利便性の高い都市機能誘導区域の近くで、にぎわいを感じられる住宅地で暮らす町民が増えることで、また集落地域に暮らす町民の中心拠点への移動性を確保することで、町全体で住みよさに関する評価が高くなることを期待できると考えられます。

表 町民の「住みよさ」に対する評価の向上

現状 2014（平成26）年	将来 2035（令和17）年度
「住みよい」、「まあまあ住みよい」と回答した割合  51.6%	現状以上

【資料】平成26年度町民意識調査

設問：あなたは、小川町を住みよい町だと感じますか。次の中から1つ選んでください。（住みよい／まあまあ住みよい／普通／やや住みにくい／住みにくい／無回答）



## 8. 今後の計画の進め方

計画策定・公表後の本計画の評価・見直しの方法等、今後の計画の進め方を示します。

### 8-1. PDCAサイクルに基づく計画の評価・見直し

本計画は、短時間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていく必要があります。その間、町の人口動向や誘導施策の進捗状況、国全体の社会経済情勢、法制度の改正、国・県の施策の見直し等、計画を取り巻く環境が変化することが考えられます。

そのため、本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づいて計画の評価・見直しを進めるものとします。

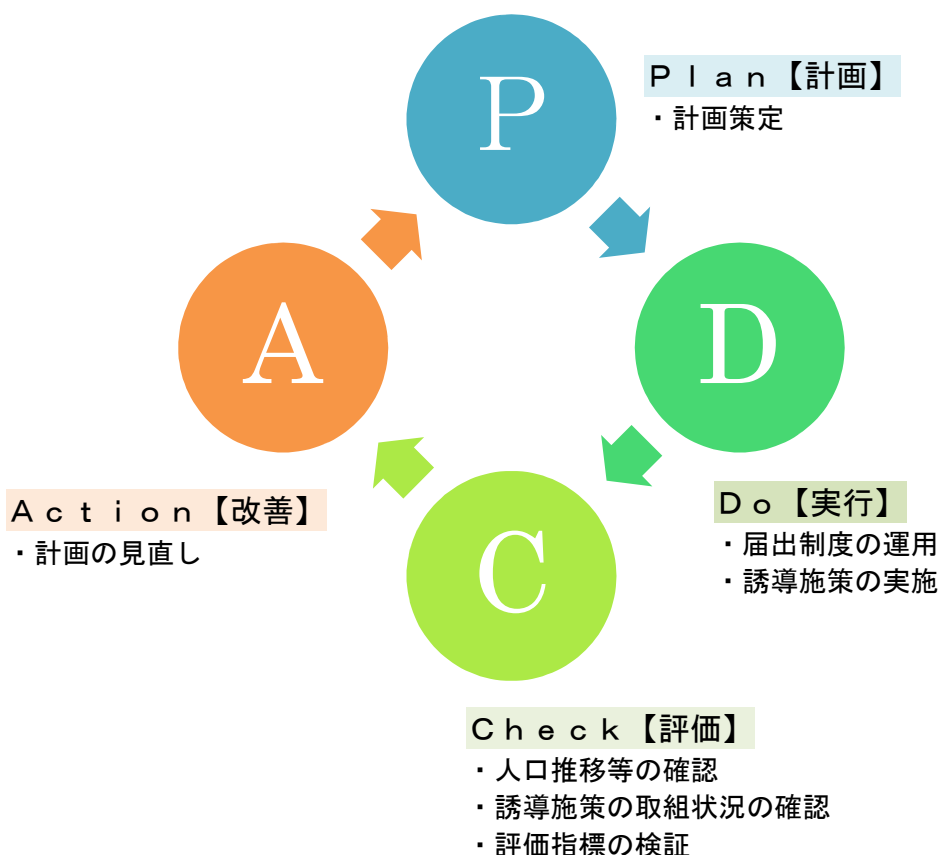


図 PDCAサイクルに基づく計画の評価・見直し（イメージ）

### 8-2. 進行管理の実施方針

町は、本計画に基づいて行われる各種届出の件数、誘導施策の実施状況等を年度ごとに整理し、その進捗状況を把握します。

概ね5年ごとに人口推移、誘導施設の分布状況、誘導施策の実施状況、評価指標の達成状況等を評価します。また、上位計画（都市計画マスタープラン等）の改定時期等にも必要に応じて評価します。

上記の評価等を通じて、計画の見直しが必要となった場合は、関係分野の専門家や事業者の意見を聴いたうえで、計画の改定を検討します。

